

県税における救済制度

■更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税及び資源循環促進税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り、更正の請求をすることができます。

■県税に対する不服申立て

- ① 県税の賦課、徴収などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

審査請求書は、なるべく所在地を管轄する地方局県税窓口を経由して提出してください。

- ② 県税の賦課、徴収についての訴えは、①の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**こんな時は、最寄の地方局
県税窓口へご相談ください！**